

○富士見市立資料館市民学芸員に関する要領

(目的)

- 1 生涯学習社会にふさわしい市民に開かれた資料館事業を市民とともに創出するために、富士見市立資料館（以下「資料館」という。）は市民学芸員を置くことができる。

(活動内容)

- 2 市民学芸員は下記の活動を行う。
 - (1) 来館者への展示解説
 - (2) 資料館主催事業への協力
 - (3) その他資料館事業への協力

(資格)

- 3 市民学芸員の登録には、「市民学芸員養成講座」の修了者（以下「修了者」という。）であることを要する。

(登録)

- 4 市民学芸員の登録は下記により行う。

(1) 登録

修了者のうち登録を希望する者は、登録申請するものとする。登録の有効期間は、養成講座の翌年度から3カ年とする。

(2) 登録の更新

登録期間満了後、登録の更新を希望する者は、再び登録申請をするものとする。

(3) 登録の抹消

本人から登録抹消の希望があった場合、および、市民学芸員としてふさわしくない行動があった場合、ならびに市民学芸員としての活動実態に欠ける場合、資料館は登録を抹消する、あるいは登録の更新を認めないことができる。

(4) 委嘱状の交付

館長は、市民学芸員に登録した者に対し、委嘱状を交付する。

(研修)

- 5 資料館は市民学芸員に「市民学芸員研修」を開催する。

(特典)

- 6 市民学芸員は次の特典を受ける。

(1) 資料館発刊物の配布

(2) その他館長が認めた事項

(費用負担)

- 7 資料館は市民学芸員に対し予算の範囲内で交通費等を負担することができる。

(ボランティア保険)

- 8 市民学芸員は、活動中の事故に備えて、ボランティア保険に加入しなければならない。保険料は自己負担とする。

(事務)

- 9 市民学芸員に関する事務は、資料館がこれを行う。

(その他)

- 10 この要領に定めのない事項は別に定める。

附則 この要領は、平成12年6月1日より実施する。

附則 この要領は、平成17年7月1日より実施する。

附則 この要領は、平成24年2月15日より実施する。

○富士見市立資料館市民学芸員に関する要領細則

1 活動内容

(1) 展示解説

資料館の展示及び歴史の広場の展示物の解説・案内。

(2) 資料館主催事業への協力

資料館の主催する体験学習・講座・企画展示その他催物への協力。

(3) その他資料館事業への協力

収蔵資料の整理や調査活動の支援など。

2 活動場所

市民学芸員としての活動場所は、水子貝塚資料館または難波田城資料館のいずれかまたは両方を選択し、原則として登録期間中は変更できないものとする。

3 活動日および活動時間は、下記を原則とする

(1) 活動日は、土曜・日曜・国民の祝日とする。

(2) 活動時間は、午前10時～午後4時とする。

4 市民学芸員養成講座

市民学芸員養成講座の内容は次のとおりとする

(1) 基礎講座

富士見市の歴史と文化財に関する基本的知識及び、博物館の機能と役割を習得するための講座。

(2) 専門講座

市民学芸員としての専門的な知識・技能や来館者に対するサービス実務について習得するための講座。基礎講座の修了者に対して実施する。

5 市民学芸員養成講座の修了

基礎講座・専門講座とも全課程の3/4の出席をもって修了とする。ただし、欠席のうち1回までは、資料館の指定するレポート提出で出席とみなすことができる。

6 活動の一時停止・辞退

登録期間中に市民学芸員活動を一時停止するとき、または活動を辞退するときは資料館長に申し出ることとする。

7 活動の復帰

活動を一時停止していたものが、再度活動に復帰する場合は資料館長に申し出るものとする。ただし、活動を停止していた期間も登録期間とし、延伸はしない。

附則 この要領細則は、平成12年6月1日より実施する。

附則 この要領細則は、平成17年7月1日より実施する。

附則 この要領細則は、平成24年2月15日より実施する。

